

松原市立天美南小学校

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

I. 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、「教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）であり、「重大なる人権侵害事象」であると認識し、その未然防止と適切な対応（「早期発見」「早期解決」）に努めるため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

子どもたちにとって、学校は「安全で安心な居場所」でならなければならない。しかし、いじめは学校を「安全で安心な居場所」から、生命や身体を脅かす「危険な場所」へと変えうるものである。学校が「安全で安心な居場所」であるためには、職員一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で臨むとともに、学校（組織）として、この問題に取り組み、学校全体としていじめを許さない雰囲気を醸成しなければならない。

いじめの未然防止と適切な対応（「早期発見」「早期解決」）には、まず、全職員が「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであると認識したうえで、「児童一人ひとりが『かけがえのない存在』（対等な人の人間）であることを深く意識し、その人格の尊重に努め」「全ての教育活動を通じ、『生命 及び 人権尊重の教育』を実践し」「いじめを『許さず』『見逃さない』姿勢を貫くこと」が大切である。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ✓ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ✓ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ✓ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ✓ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ✓ 金品をたかられる
- ✓ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ✓ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ✓ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名:「いじめ・虐待対策会議」

(2) 構成員:管理職(校長・教頭) 首席教諭 人権教育担当者 支援教育コーディネーター

生活指導部長 学級担任 (場合により SC、SSW、養護教諭、支援学級担任等)

※SC=スクールカウンセラー SSW=スクールソーシャルワーカー

(3) 組織体制:相談窓口の担当者(管理職・生活指導部長)

(4) 組織の役割

①「いじめ防止基本方針」の策定と見直し

- 年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年度末に、一年間の取り組み(成果と課題等)をふまえ、見直しを行う

②いじめの未然防止と対応方針の検討

- 「いじめ防止基本方針」に基づき、具体的な未然防止措置(取り組み)について検討(決定)する
- いじめ事象が発生(発覚)した場合には、速やかに会議を開催し、具体的な対応方針を検討(決定)する
- 対応方針の検討(決定)にあたっては、必要に応じ、SC や SSW、スクールロイヤー等の専門家や関係機関との連携を図る

③取り組みの進捗状況の点検と成果・課題の検証

- 対策会議で検討された(決定された)方針について、進捗(取り組み)状況を点検し、必要に応じ修正を図る
- (取り組み終了後)取り組み内容(方針)について検証し(成果と課題を明らかにし)、教訓化する
- 教訓化された内容が学校全体で共有できるよう、情報提供する

3. いじめ未然防止 及び いじめ発生時の対応について

(1) 「いじめ防止(未然防止)」に関する基本的な考え方

「いじめ」は重大な人権侵害事象であり、未然防止に努めなければならない。そのためには、まず、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権が尊重された場となっていることが重要である。全ての児童・職員が「人権尊重の理念」(自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること)を深く理解し、実践することで、人権が尊重された学校づくりに取り組み、いじめの未然防止に努めていく。

(2) 未然防止と早期発見・早期解決のための取り組み

いじめは、被害児童が様々な理由から、担任や保護者等に、その被害を訴えることができず、発覚しにくい場合が多く(いじめを自分の責任だと感じてしまっていたり、いじめの拡大や報復を恐れていたりする場合など)、また、自分の思いをうまく伝えることが難しい児童が被害に遭っている場合は、深刻化・長期化する場合も多いため、未然防止と早期発見・早期解決がより重要となってくる。

《未然防止のための取り組み》

未然防止のためには、児童・職員が一体となり、保護者や地域とも連携しながら、あらゆる教育活動を通じ「いじめを許さない」学校づくり(いじめを許さない雰囲気の醸成)に努めなければならない。その上で、職員としてできる(しなければならない)ことは、

- あらゆる教育活動を通じ、児童自身が①自尊感情や自己有用感を高め②「自分の大切さ」「他の人の大切さ」を実感できるような指導に努める(未然防止につながる人権感覚の育成)
- いじめが「重大なる人権侵害事象」であるとの認識を深め、「いじめを許さない」学校づくりに必要な知識・技能の向上(資質の向上)を図るため、いじめに関わる職員研修を実施する
- いじめ事象を含む生活指導に係る実態(実践)交流会等を通じ、自己の実践を振り返るとともに、学校全体で情報を共有し実践の積み上げを図ることであり、児童ができることは
- 児童会活動(ISSの取り組みを含む)等、自主的・主体的な活動を通じ、いじめを許さない学校づくりに取り組むことである。

《早期発見・早期解決のための取り組み》

いじめの発見に至るケースは、①本人からの訴え②職員(担任や養護教諭等)による発見③他からの情報提供に大別される。

- ①「本人からの訴え」について[被害児童本人が「SOS」を発信できるようにするために]
 - ・被害児童が一人で抱え込むことなく、身近な職員(担任や養護教諭等)を信頼して、「SOS」を発信したり、相談したりできるよう、日頃から信頼関係を築いておく
- ②「職員による発見」について[児童の「小さなサイン」も見逃さないために]
 - ・児童の発する小さなサイン(SOS)も見逃すことのないよう、日頃から丁寧な児童理解(人間関係の把握と内面把握)に努める

※内面把握の方法:スクリーニングシート・毎月の振り返りや学期ごとの振り返り(アンケート)・日記

クラス遊びや班遊びでの様子・班会議や班長会議 等々

- ・職員間でスムーズに情報共有するための体制を整備しておく(円滑な職員同士の関係を構築しておく)
- ③「他からの情報提供」について[保護者や地域・関係機関等から情報提供を受けるために]
 - ・学校として、保護者への「いじめ」に関する啓発活動を実施する
 - ・保護者等から「児童の気になる様子」について、速やかに情報が提供されるよう、信頼関係を築いておく
 - ・保護者や地域から信頼される学校づくりのために、日頃から連携を密にしておく

(3) いじめ認知後の早期解決のための取り組み

いじめ事案への対応は、学校全体の課題として組織的に取り組む必要がある。事案が発生(認知)後は、括学校長の指示のもと、速やかに体制を組み、児童の状況を見ながら、迅速且つ的確な対応に努めなければならない。

《基本的な対応(初期対応)》

●学校長による対応の指示

- 内容及び発覚経路の確認
- 被害状況の把握及び事実確認のための役割分担
- 指示系統の明確化と情報集約・整理の一元化

●被害児童への聞き取り

- 正確な事実把握と心のケアに努める
- 担任に限らず、被害児童が話しやすい職員が対応する
- 聞き取った内容を時系列で整理する

●加害児童への聞き取り

- 正確な事実確認と関係者を把握する
- 複数の職員で対応する
- 聞き取った内容を時系列で整理する

●「いじめ・虐待対策会議」の開催

《「いじめ・虐待対策会議」について》

- ✓ 「初期対応」で確認された情報を、今後様々な状況に対応できるよう、「いじめ・虐待対策会議」のメンバーで共有したうえで、対応方針を明確にし、関係職員が連携し迅速に対応する
- ✓ 「いじめ・虐待対策会議」の主な内容は以下の 4 点

①情報の共有

- ✚ 確定された事実とさらに確認すべき内容とを整理し、いじめの拡がりについても把握する

②対応方針の確認(決定)

- ✚ 「被害児童や保護者への対応」「加害児童や保護者への対応」「学級・学年等への全体指導(観衆・傍観者を含む)」「その他必要な支援や指導等」について検討し確認(決定)する

③専門家や関係機関との連携

- ✚ 専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)や関係機関(福祉や警察等)との連携を図る

④情報の取り扱い

- ✚ 必要な内容(方針等を含む)について教育委員会へ報告し、今後の対応方針等について相談する

《被害児童等及び加害児童等への対応について》

①被害児童等への対応:「心身状態の見立て」と「解決に向けた目標設定と方策の決定」

- ✚ 児童がどのような自体や場面に恐怖等を感じているかを理解する

②加害児童等への対応:「行為の背景や原因等の見立て」と「解決に向けた目標設定と方策の決定」

- ✚ いじめ行為の背景に環境等の課題がないか分析し、把握された事実に基づき、関係機関と連携して対応する。

- ✚ 加害児童に対して行為の責任を問うだけではなく、「なぜ」(児童の言い分・思い)を十分に聞き取る

③専門家の活用:スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用

- ✚ 被害・加害を問わず、心身の状態を適切に見立てるために、必要に応じスクールカウンセラーよる心理面の分析を行う
- ✚ いじめ行為の背景や原因と環境等との間に関連性が見られるときは、スクールソーシャルワーカーの分析や情報をもとに、福祉機関とも連携を図る

《学級・学年等への全体指導について》

- ✚ 「観衆」には、はやし立てる行為がいじめを拡大させること、「傍観者」には、見て見ぬふりをすることはいじめを認める行為であることを理解させる